

# 代表質問

3月8日には、草津市議会の5つの会派から、会派を代表した議員が代表質問を行いました。

質問と答弁の内容の一部を要約してご紹介します。

## 新生会

清水 正樹

- ・国保税条例の一部を改正する条例案について
- ・熱中症の予防に関する条例を廃止する条例案について

**質問** 日本経済の現状認識を踏まえて、また、国保制度の構造上の問題点から、今国保税率を引き上げるべきではないと考える。加入者の担税能力が限界に達していることや、実態的に一部の加入者（中間所得層）に過重の負担を強いる結果になることから、平成25年度の保険制度の改正まで待つべきと考えるが、市長の見解を伺う。

**答弁** 同じ市民の方が、同じ医療を受けられるのに保険料負担に格差が生じ不公平感があること、また、必要とする金額全てを、国保税として御負担願うことは急激な負担増となることから、今回、本来、国が是正すべき部分の市の負担分となる金額について国保財政を支援することとし、税率等の引き上げの抑制を行い、加入者の方の負担の軽減を図った。市民の方がいつでも安心して医療を受けられるよう、制度自体の健全な運営を堅持するため、保険税率の引き上げについて、苦渋の選択の上、判断をした。

**質問** 温暖化に向けた地球規模の気候変動の時代にあたって、条例の目的である、「熱中症から草津市民を守る」役割が将来に向かってますます重要になってくる時期であるのに、なぜ熱中症の予防に関する条例を廃止するのか。市長にその真意を伺う。

**答弁** 熱中症予防の重要性は変わらないが、現条例が警報の発令を軸に構成されていることから、条例の廃止を行うとするものである。今般、事業の見直しにより警報発令は中止するが、熱中症の被害から市民を守るという施策の基本は変わらない。熱中症予防対策を始めた平成16年ごろは、警報の発令というインパクトで熱中症に対する警戒情報を発してきたところであるが、個人の体力や体調によっても大きく左右されるなど、警報発令の意味合いが薄れてきており、今後は、熱中症の予防啓発や関連情報の提供に重点を置いていこうと判断した。

## 草政会

中島 一廣

- ・市長のトップマネジメントについて
- ・草津川廃川敷地の土地利用について

**質問** 平成22年度当初予算において、市政の最高責任者として、来るべき未来を的確に予見した上で、「選択」と「集中」により取り組まれる施策のうち、特に、市長のリーダーシップの下で、どこに力点を傾注されるのか伺う。

**答弁** 本市の財政状況が大変厳しいことは、現実問題として受け止めざるを得ない状況である。このような厳しい現実に直面する時代にこそ、未来への夢と希望が持て、安心が得られる地域社会の実現を目指し、私が基本姿勢としている「教育の充実」、「子育て支援の充実」、「高齢者福祉の充実」の3点に加え、市政運営全体の基本として「市民との協働のまちづくり」を新年度の重点テーマとして選定し、戦略的に施策を推進していきたい。

**質問** 草津川廃川敷地については、平成14年に草津川廃川敷地整備基本計画で、廃川敷地の土地利用について、一定の方向付けがなされているが、具体的な事業内容や事業主体は定まっていない。敷地の買収を市で決断し、市主導で土地利用を進める覚悟が市長にあるのか伺う。

**答弁** 県は直接事業主体となって土地利用を進めていく考えはないと明言されており、本市が主体となって、全体の土地利用の基本構想を策定し、平成23年度から一部事業化に向けた取り組みを考えている。新年度の基本構想の策定作業では、全体的な土地利用計画と合せて、まずは本市として優先的に整備が必要な箇所の絞り込みと、その整備手法の検討を行い、国や県の財政的支援や県の体制整備などの支援を受けながら、できるだけ一般財源を抑えるような方策を用いた土地利用を図っていきたいと考えている。

## 市民派 クラブ

奥村 恭弘

- ・平成22年度施政方針を聞いて
- ・国民健康保険税の値上げについて

**質問** 本年度の施策は、赤ちゃんからお年寄りまで、社会を構成する人に関わる施策に特化されての取り組みである。職員の皆さんは市長とともに汗しながら、12万1千人草津市民の「安全と安心」を守っていただかなければならないが、市長のリーダーとしての熱い思いを伺う。

**答弁** このような厳しい現実に直面する時代こそ、本市が直面する行政課題には、職員一丸となって果敢に立ち向かっていかなければならず、各々が創意工夫を発揮するとともに、自己決定・自己責任による主体的な取り組みと説明責任の遂行を図らなければならない。そのためには、市長である私が先頭に立ち、職員の士気を鼓舞し、「草津市の職員力」の向上を図らなければならないと考えている。そうすることで、「対話を通じて、市民の皆様への熱い思いに応えられるような市政運営」が可能になるものと考えている。

**質問** 百年に一度と言われる不況が続く中で、一部の市民生活は雇用問題などから疲弊している。社会的弱者の方々が多く加入されている国保の値上げが、なぜ今なのか、今でなければならぬのか。「市民の生活を守る」という点から、市長の考えを市民への説明責任として伺う。

**答弁** 本市の国保財政はこのままでは運営が成り立たなくなる状況であり、後年度に負担を先送りできないことから、今回、国保税率の引き上げの判断をした。一般会計からの財政支援を行うことで、税率等の引き上げの抑制を行い、加入者の方の負担の軽減を図りながら、市民の命を守る国民皆保険を堅持し、国民健康保険の安定的な財政運営を行うため、引き上げをするものである。実施にあたっては、市民の方々に御理解をいただけるよう、きめ細やかな広報活動に努めたい。

質問と答弁の詳細については市議会ホームページか、市役所情報公開室（庁舎2階）や市立図書館に配布する5月下旬発行予定の会議録をご覧ください。

日本共産党  
草津  
市議員団

久保 秋雄

・雇用・地域経済について  
・図書館の民間委託はやめ、直営維持を

**質問** 市内の大企業で働く派遣労働者の深刻な雇用実態を見ての市長の見解を伺う。雇用は正社員を中心とした安定雇用で地域経済・地域社会が成り立つことを、大企業に分かってもらうための指導が必要であり、市長はこの認識に立って、企業にモノを言うべきと考えるがいかがか。

**答弁** 雇用情勢が依然として厳しい状況の中、派遣労働者の雇用状況は、大変厳しいものと再認識している。安定就労の面からは本来、正規雇用が望ましいものと考えている。現在、労働者派遣法の改正について、厚生労働省において要綱案の策定中であり、より良い方向となるよう望むところである。また、労働者派遣法に関しては国の所管であり、本市としては、具体的に指導・監督出来ない立場にあることから、現在、厚生労働省において、特に問題となっている製造業への労働者派遣事業の禁止なども含めた労働者派遣法の改正に向け策定中の要綱案の動向に注視していきたいと考えている。

**質問** 図書館サービスは「無料の原則」に基づいており、収益を生むサービスでない。収益を目的とする民間企業を指定管理者とすることは本質的な矛盾であり、図書館職員の短期雇用の繰り返しでは人材は育たない。民間委託は避け、直営を維持すべきと考えるがいかがか。

**答弁** 南草津図書館への指定管理者制度の導入については、本市の行政システム改革推進計画ならびに、昨年12月の事業仕分けの結果も踏まえ、指定管理者制度におけるメリット、デメリットを十分に考慮し、なおかつ全国の先進図書館の状況の情報を収集し、どうすれば今まで以上のサービスができるか、また市民交流プラザとの一括管理を踏まえた指定管理を検討していきたいと考えている。この指定管理を行うにあたっては、司書の配置等の人的面、窓口・貸出業務等のサービス面でさまざまな条件を設定することも一つの方法であり、本館と南草津図書館が、ともに良い点を出し、全体としてさらに良いサービスの向上が図れるよう検討していきたい。

公明党

西村 隆行

・市長の目指されている子ども達像は  
・高齢者介護について

**質問** 本市においては、今後10年間の教育の指針を示す教育振興基本計画が策定された。市長が目指す子ども達像の具現化には、今、草津市の教育の現場で何が課題であるか認識する必要があり、その解決のために必要な施策について、長期的視野に立った見解を伺う。

**答弁** 教育現場での課題は、①「大人社会への信頼を培うこと」、②「すべての子どもに生涯を生きぬく力の基礎をしっかりと身につけさせること」、③「子どもの学びを支える教育環境の充実を図ること」だと考えている。課題解決のためには、子ども達が自然に大人への尊敬と信頼感を抱けるような家庭、地域、学校にしていくことが大切であり、学校教職員の資質や指導力の向上とともに、家庭や地域における子どもとの関わり方の改善と啓発を図る施策が必要である。また、一人ひとりの子どもに十分な力を身につけさせるためには、更なる教育内容や指導方法の改善・充実を図る施策と併せ、安全・安心な学校づくりや、ハード面・ソフト面にわたる環境整備が必要だと考えている。

**質問** 平成22年2月に公明党が発表した「新・介護公明ビジョン」の観点から、草津市の高齢者介護保険施設等の整備計画を評価するが、その進行管理を「委員会組織を設置したり、庁内における連携体制で」とあるが、具体的にどのようにされているのか伺う。

**答弁** 介護保険施設等の整備を進めるにあたり、介護サービス事業者、被保険者および保健医療関係者等で構成する「草津あんしんいきいきプラン委員会」、「地域密着型サービス運営委員会」を開催し、事業の実施状況や目標達成状況などの進捗状況、さらには施設への入所待機者の状況等を踏まえた上で事業の実施や今後の方針などについて検討いただいた。また、進行管理については、「草津あんしんいきいきプラン委員会」、「地域密着型サービス運営委員会」、さらには「地域包括支援センター運営協議会」で、それぞれ連携をとりながら、各分野において事業の実施状況等の検証を行い、今後の方向性等を検討していただいている。

## 議員提出議案

～3件を提出、可決しました～

件名	内容
会第1号 地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定についての一部改正	地方自治法第180条の規定に基づき、市長が専決処分することができる事項に、「その目的の価額が100万円以下の訴えの提起、和解および調停に関すること」を加える等の改正を行う。
意見書第1号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書	地方消費者行政の充実や多重債務問題解決のため、改正貸金業法を早期に完全施行することや、ヤミ金融を徹底的に摘発することなどの施策を求め、 提出先/内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（金融、消費者）、総務大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長
意見書第2号 市町村国保への支援と抜本的改善を求める意見書	国民健康保険を運営する全国の自治体に対し、国保会計の支援のため、国庫負担の増額などの支援を直ちにおこなうこと、医療保険制度の抜本的な見直しを図り、国民皆保険制度を堅持することを求め、 提出先/内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長